

イギリス (2)



～合理的配慮とインクルーシブ教育の理解のために～

イギリスは議会制民主主義発祥の国のイメージもあるためか、諸制度が緻密に設計されて制度化されていると思われる方も多いのではないのでしょうか。たしかに議会での議論は熱く深いものが多いのですが、成立した法律は完成形というよりは、むしろ実際に運用しながら弱点や問題点を補完する制度を追加しながら充実させるのがイギリス流です。イギリスにおけるインクルーシブ教育や特別な教育的ニーズへの対応に関わる制度も同様で、様々な混乱を少しずつ改善しながら整えられてきました。

さて、合理的配慮に関するイギリスの諸制度は、障害者権利条約だけでなく欧州連合の雇用機会均等に関する枠組みを基本とした障害差別禁止法 (DDA1995, 2005: 現在は平等法 Equality Act 2010) の趣旨にそってこれを教育制度に位置づけようとしたものです。具体的特徴を簡単にいえば、学習機会への参加の際に障害があることが均等な待遇を享受する際の妨げにならないように (合理的調整を用意) しましょう、ただし、特定の場だけに限定されるのではなく、教育制度全体の枠組内の様々な制度を利用しながら進めます、ということです。イギリスの場合、「特別な教育的ニーズへの対応」制度ですので、障害があればすなわち特別な対応を得ることにはなりません。地方教育当局の責任所在の根拠となる判定書を発行されていることが要件となります (判定書がなくても一定の対応は受けられます)。判定書を発行された生徒のうちの58%が公立または私立の通常学校にいます (2013年統計)。彼らの中で障害のある生徒が合理的配慮の対象になるのですが、合理的配慮は通常学校だけで提供されているわけではありません。通常学校以外で提供される場合があるとはいえ、通常学校が安易に学校外から

の支援に依存するという意味ではありません。学校外の支援を得るためには、その学校がどのような対応を用意したか、どのような工夫をしたか等の具体的内容を公表しなくてはならないからです。そして、どうしてもその学校の資源や工夫だけでは対応できない場合に、付加的な予算や他の学校の資源の利用をすることができるようになるのです。つまり、各学校の責任の所在が明確にされているのです。イギリス政府は一貫して通常学校の責任の範囲を拡大する方向性を重視してきました。合理的配慮はこうした流れの上に位置づけられます。イギリスでは合理的配慮の用意は目的ではなく条件整備の一つに過ぎません。大切なのは子どもが実質的に学習活動に参加できるように学校内外の様々な資源を有効活用することだからです。

インクルーシブ教育も同様に通常学校だけで完結させるわけではありません。運動組織の中には特別学校を完全否定する立場もありますが、政府は学校制度全体からの「排除」が生じないように特別学校も含めて制度設計をしてきました。一部の地域では特別学校を閉鎖したこともありましたが、同時に周辺地域の特別学校の生徒が増えるという現象が生じたことが示す意味を無視することはできません。複数の学校に同時に通うことができるようにするといった制度の柔軟な運用が学校種別の長所短所を補う現実的な選択肢として利用されてきたのです。

特別な教育的ニーズに関わるイギリスの制度は2014年児童家庭法によって変わろうとしています。2014年もしくは2015年に特別な教育的ニーズに関する新しいコード・オブ・プラクティスが発行されます。そこで0歳から25歳までのより広い年齢を対象にした教育制度の具体的枠組みが提示される予定です。